



静岡労働局発表
平成25年11月11日

平成25年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について
- 6件の産業別最低賃金の改正決定 -

静岡労働局（局長 柳瀬 倫明）は6件の静岡県産業別最低賃金について、静岡地方最低賃金審議会（会長 居城 舜子）からの答申に基づき、下表のとおり決定し本日（11月11日）までに官報に公示した。改正される産業別最低賃金は12月13日に効力が発生する。

【静岡県産業別最低賃金改正一覧表】

最低賃金の名称（産業名）	改正金額 （時間額）	現行金額 （時間額）	引上げ額	効力発生日
パルプ・紙・加工紙製造業	758円	744円	14円	平成25年 12月13日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	807円	795円	12円	
鉄鋼、非鉄金属製造業	839円	826円	13円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	851円	838円	13円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	823円	810円	13円	
各種商品小売業	799円	787円	12円	

（参考） 静岡県最低賃金は10月12日から749円に改正されている。